

北本市生物多様性地域戦略策定業務委託

公募型プロポーザル

募集要項

令和8年5月

北本市

1 業務の目的

本業務は、「生物多様性基本法」の第13条に基づく「生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な戦略（生物多様性地域戦略）」として、第六次北本市総合振興計画や第三次北本市環境基本計画に位置付けられている生物多様性の保全に関する取り組みを具体化することを目的とする。

この要項は、本業務の委託にあたり、豊富な経験と高度な技術力を有する事業者の中から、公募型プロポーザル方式により、本業務の受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 本事業の概要

(1) 業務名 北本市生物多様性地域戦略策定業務委託

(2) 対象場所 北本市全域

(3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月13日まで
(令和8年度から令和9年度まで)

(4) 業務内容 ア 地域の現状整理
イ 生物多様性関連情報の整理
ウ アンケート調査の実施及び市民向け普及イベントの実施
エ 地域戦略の作成
オ 計画書及び概要版の作成
カ その他上記に関連する事項

(5) 提案上限額

提案上限額：20,831,000円（消費税額及び地方消費税を含む）

※令和8年度は 9,976,000円（消費税額及び地方消費税を含む）、
令和9年度は10,855,000円（消費税額及び地方消費税を含む）
として予定している。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全てに該当する者であること。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (4) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成20年告示第39号)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成30年告示第269号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 技術士法施行規則第2条に規定する建設部門又は環境部門の技術士を主任技術者として選任できること。
- (8) 過去10年以内に、国や自治体の自然環境調査かつ生物多様性地域戦略の策定支援及び策定業務(その一部を生物多様性地域戦略としてみなす他計画の策定支援業務を含む)について、元請けとしての実績があること。

4 公告から契約までのスケジュール

公募のスケジュールは、以下のとおりとする(ただし、変更する場合がある)

内容	期間等	備考
公告	令和8年5月22日(金)	
質問書の受付期間	令和8年6月5日(金)まで	
参加表明書の提出期限	令和8年6月18日(木)まで	
企画提案書の提出期限	令和8年6月30日(火)まで	
書類審査	令和8年7月6日(月)	※
プレゼンテーション審査	令和8年7月13日(月)	
選考結果の通知、公表	令和8年7月16日(木)	
契約の締結	令和8年7月中旬から下旬	
業務の開始	令和8年8月上旬	

※企画提案書の提出が3者を超える場合のみ実施

5 関係資料

配布資料は下記のものとする。

- (1) 募集要項
- (2) 参加表明書（様式 1-1）
- (3) 参加資格確認書（様式 1-2）
- (4) 質疑回答書（様式 2）
- (5) 参加辞退届出書（様式 3）
- (6) 企画提案書（様式 4）
- (7) 技術評価に係る提案書（様式 5-1-1～5）
- (8) 提案価格見積書（様式 5-2-1）
- (9) 提案価格見積書の内訳書（様式 5-2-2）

6 質問の受付

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

受付期間	5月22日（金）から6月5日（金）15時まで
提出書類	質疑回答書（様式 2）
提出方法	電子メールで提出すること。 担 当：北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当 提出先： environment@city.kitamoto.lg.jp ※電子メール送信の際の件名は「北本市生物多様性地域戦略策定業務委託に関する質問書（質問者名）」として送信すること。 ※送信後、必ず電話で担当へ連絡すること。 電 話：048-594-5526（直通）平日のみ9時から16時まで
回答方法	令和8年6月12日（金）に市のホームページ上に公表する。

7 参加表明及び参加資格確認

(1) 参加表明書の提出

参加申込者は、次の方法により参加表明手続を行い、参加資格要件の有無について審査を受ける。

ア 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1-1）
- (2) 参加資格確認書（様式1-2）

イ 提出部数

正本1部及び副本2部（副本は複写可） 計3部

ウ 提出先

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当

エ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

オ 提出期間

令和8年5月22日（金）から6月18日（木）15時までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）持参の場合は平日のみ9時から16時まで

(2) 参加資格の審査結果

ア 参加資格の審査結果は、令和8年6月22日（月）を目途に郵送及び電子メールにより、参加資格審査結果通知書により通知する。

イ 参加資格がないと認めた者は、参加資格審査結果通知書にその旨を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者には、本市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合には、令和8年6月29日（月）16時までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により北本市役所市民経済部環境課環境政策・保全担当に提出すること。本市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

8 企画提案書の提出

- (1) 参加表明書提出後に以下のとおり、企画提案に係る書類を提出すること。
参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類（以下、「企画提案書等」という。）により企画提案手続を行う。

ア 提出書類

(ア)企画提案書(様式4)

(イ)技術評価に係る提案書(様式5-1-1～5-1-5)

- ・ 企画提案書及び技術評価に係る提案書は、様式集に定められたスペースに作成すること。
- ・ 様式ごとにインデックスをつけること。
- ・ 提案書は、1部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと）

- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(ウ) 提案価格見積書(様式5-2-1)

(エ) 提案価格見積書の内訳書(様式5-2-2)

(オ) プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、企画提案書の内容を逸脱することなく、企画提案書を補足する最低限のものとする。

- ・ A 4 判で作成し、1 部ずつファイルに綴じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと)
- ・ A 3 判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。
- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ ページ数は 20 ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

イ 提出部数

(ア) 正本1部及び副本 9 部(副本は複写可) 計 10 部及び電磁的記録媒体1部
ただし、提案価格見積書及び提案価格見積書の内訳書については、正本1部のみ提出すること。

(イ) 電磁的記録媒体に、提出書類の電子データ(PDF及び元データ)を格納し提出すること。

(ウ) 電磁的記録媒体への格納の条件は、次のとおりとする。

- ・ W i n d o w s フォーマットとすること。
- ・ 様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等は PDF 形式とする。
- ・ ウイルスチェックを行ってから提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

エ 提出先

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当

オ 提出期間

令和8年5月22日（金）から6月30日（金）までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）持参の場合は平日のみ9時から16時までとする。

(2) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書等は返却しない。

イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該提案者は本市に対して当該損失及び損害を補償又は賠償しなければならない。

エ 企画提案書等の提出は、1提案者につき1案とする。

オ 企画提案書等（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の企画提案書等は、本プロポーザルに関する公表以外に無断で使用しない。

カ 企画提案書等の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 記載内容の変更

提出された企画提案書等の差し替えは認めない。

(3) 技術提案の履行

受注者は、企画提案書等の提案事項については、責任を持って確実に履行すること（本市がその提案事項の履行について不要と認める場合を除く）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で企画提案書等の提案を達成できなかった事項については、契約金額の変更対象とする。ただし、本市との協議の上、技術提案と同等と認められる方法等で本業務を履行することを本市が認める場合はこの限りではない。

なお、企画提案書等の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、企画提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求及び指名停止措置を行うことがある。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。
なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ・ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・ 提案上限価格を超える額で提案をしたとき。
- ・ 参加表明書の提出期間以後、優先交渉権者の決定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- ・ その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続きによらなかったとき。

(6) 辞退の方法

- ・ 参加申込者は、優先交渉権者が決定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- ・ 本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。
- ・ 参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式3）を郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。）又は持参により提出すること。なお、参加辞退届出書を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

9 技術提案の審査及び審査項目

(1) プロポーザル選定委員会

業者の選定は、プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 企画提案書審査

委員会は、提出された企画提案書等について審査評価基準に基づき評価を実施する。

- ・ 企画提案書審査により、技術評価、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い提案を最優秀提案として特定する。

- ・ 最優秀提案となるべき同値の評価値が2者以上ある場合は、提案価格が最も低い者を最優秀提案として特定する。提案価格が最も低い者がなお2者以上ある場合は、くじにより最優秀提案として特定する。
- ・ 企画提案書の提出が3者を超える場合は、事務局が審査項目の技術評価の（１）から（３）及び価格評価の合計得点の高い順に3者を決定し、上位3者がプレゼンテーションを実施する。
- ・ 審査結果は、令和8年7月上旬に、参加者全てに文書をもって通知する。

(3) プレゼンテーション

ア 提案者は提出した企画提案書に係る審査を受けるため、プレゼンテーション及び委員会委員によるヒアリングを行う。

(ア)日時 令和8年7月中旬頃（別途通知）

(イ)集合場所 北本市役所（別途通知）

(ウ)参加可能人数 当該業務に予定する者を含む5名までとする。

イ プレゼンテーションに関する注意事項

(ア)会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。

(イ)プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき35分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを15分程度とする。

(ウ)会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。

(エ)プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないよう十分注意すること。

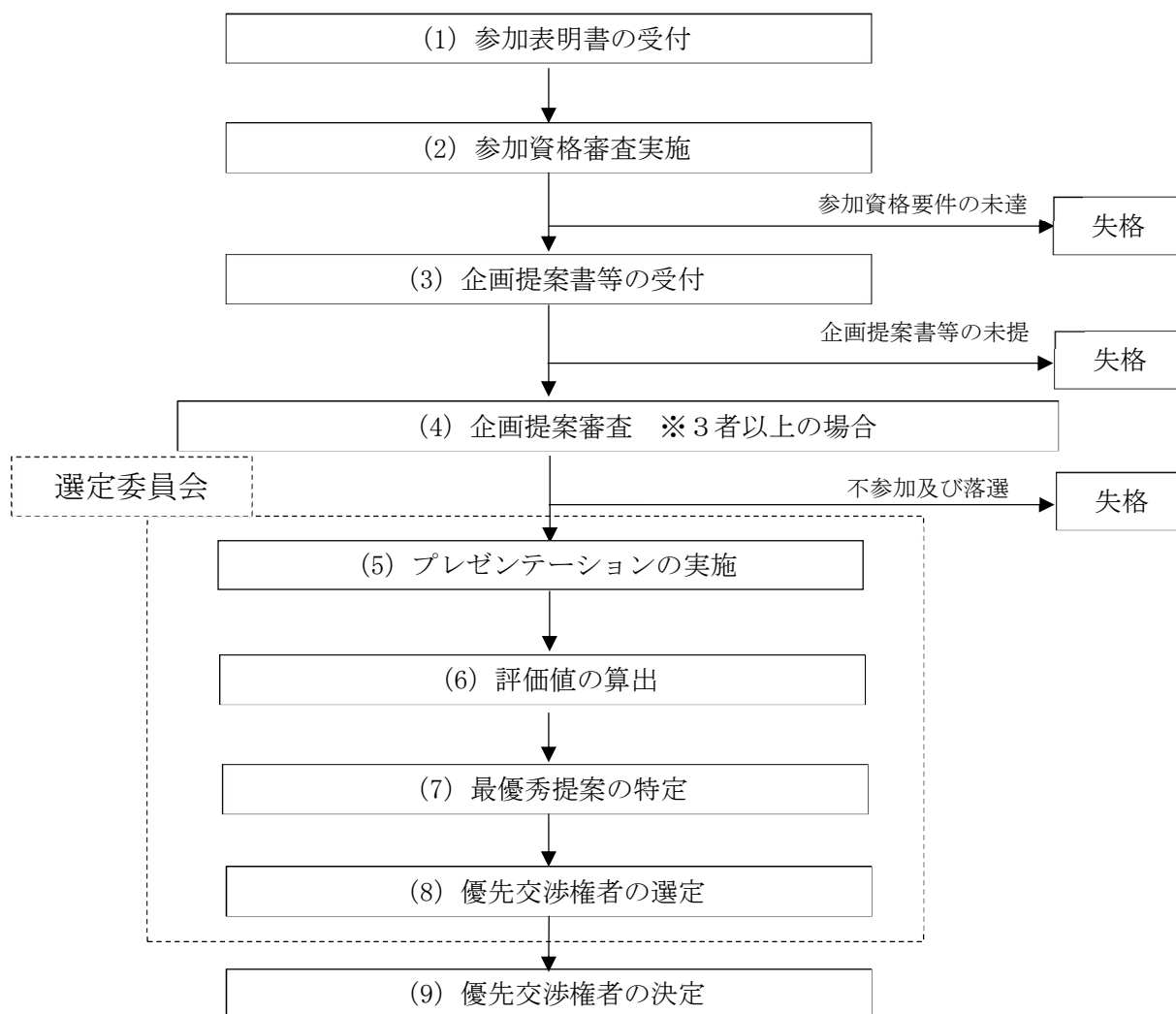
(オ)プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとする。

(カ)プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行うこと。新たな資料の提示は認めない。

(キ)モニター等の使用を希望する場合には、プレゼンテーション実施日の1週間前までに北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当あてに電子メールで届け出を行い、承認を受けること。

(4) 優先交渉権者等の決定

委員会は、企画提案書等の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として選定する。本市は、委員会の選定に基づき、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおり。



優先交渉権者の選定結果については、公告日、契約締結日、契約者、結果表を公表する。その他は非公表とする。※事業者名の実名は公表せず、評価点数は合計点のみ公表する。

■公表する結果表（イメージ）

事業者名	評価点数	備考
A 社		
B 社		契約者
C 社		

(5) 審査項目

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式	
1 技術 評価 内容	(1) 業務遂 行能力	ア 生物多様性 関連業務の 実績	(ア)過去10年以内に、国や自治体の自然環境 調査かつ生物多様性地域戦略の策定支援業 務について、元請としての実績がある。	5	10	5-1-1 (1) (2)	
			(イ)行政、事業者、民間団体との連携による生 物多様性保全活動や協働事業の実績があ る。	5			
	(2) 調査	ア 生物多様性 基礎調査	(ア)本市域で実施された文献資料調査の候補が 相当数挙げられている	5	20	5-1-2 (1) (2) (3)	
			(イ)調査地区の選定（環境、場所、数）に明確 な根拠が示されている	10			
			(ウ)地域特性に基づいた指標動植物選定の具 体的な方法が示されている	5			
	(3) スケジ ュール	イ 市民向け普 及イベント	(ア)市民向け普及啓発を目的にした魅力ある イベントの提案があり、その効果が期待 できる	5	5	5-1-3	
			(ア)全体工程表が四季調査（春・夏・秋・冬） 実施の上、計画を策定することを鑑み、設 定されている。	10	10	5-1-4	
			ア 現況課題	(ア)本市（地域）固有の課題把握がなされて いる、もしくはアプローチ方法が検討さ れている。	10	30	5-1-5
				イ 施策検討	(ア)生物の保全に留まらず地域活性など分野 をまたいだ広い視点の提案がある。 (イ)実行可能性について感じる事ができる （内容の実現性）。 (ウ)市民・事業者・民間団体の参加と行動に結 びつく具体的な提案がある。		
	ウ 推進体制	(ア)市民・事業者・民間団体等の協働を踏まえ た体制が提案されている。			5		
(4) 計画	エ 他計画等と の整合性	(ア)上位計画（生物多様性国家戦略、生物多様 性県戦略）を踏まえている。 (イ)本市の関連計画（第六次北本市総合振興計 画、第三次北本市環境基本計画等）や主要 施策を踏まえている。 (ウ)環境関連の動向（SDGs、グリーンインフラ 等）を捉えている。	5	5			
		2 価格評価内容		(最低提案価格÷当該提案価格)×20		20	5-2-1 5-2-2
総合計（評価値）				100			

(6) 最低基準

配点の6割（全審査委員の評価点の総合点数が100分の60）を最低基準とし、最低基準に満たない場合は、優先交渉者として選定されないものとする。

1.0 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1.1 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、北本市契約規則第25条に該当する場合は、契約保証金の納付を免除とすることができる。

1.2 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、本市ホームページにおいて公表する。決定された優先交渉権者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者決定通知書）で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。
- ・ 審査の経過及び評価値の内訳に対する問合せには一切応じない。

1.3 契約手続き等

(1) 契約手続き

- ・ 審査の結果、契約を締結する（令和8年7月下旬予定）。
- ・ 企画提案書は、全て仕様書に記載されたものとする。
- ・ 契約保証金は別添要項とおりとする。

(2) 取り消し等

- ・ 契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本市は当該優先交渉権者を取り消し、次点者を優先交渉権者として契約交渉を行う。
- ・ 契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

(3) その他

- ・ 正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行う。

1 4 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び本プロポーザルの参加に必要な費用は、参加申込者の負担とする。